

議員提出議案第13号

さいたま市民の歯科口腔保健増進条例の制定について  
さいたま市民の歯科口腔保健増進条例を次のように定める。

平成24年10月19日提出

提出者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	土橋貞夫
	同	新藤信夫
	同	青羽健仁
	同	霜田紀子
	同	井上洋平
賛成者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	武笠光明
	同	稲川晴彦
	同	野口吉明
	同	中山欽哉
	同	島崎豊
	同	渋谷佳孝
	同	中島隆一
	同	福島正道
	同	関根信明
	同	帆足和之
	同	江原大輔

さいたま市民の歯科口腔保健増進条例

歯と口腔の機能は、食事や会話など人が生きていくための基本的かつ重要な機能であり、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を獲得し、いくつになっても元気に口から食物を摂取できるような環境を整えることに繋がります。

そのために必要なのが歯科口腔保健であり、それは周産期における適切な啓蒙に始まり、乳幼児期からの確実なう蝕予防、歯の喪失防止のための成人期以降の歯科健診・保健指導等の整備、障がい者・要介護者等への歯科医療体制の提供、生活習慣病

等への対策など、生涯を通して継続し、推進していくことが必要です。

このような認識に基づき、市民が生涯にわたり明るく健康に暮らせる社会づくりに資することを旨としこの条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、さいたま市民の歯科疾患の予防等による口腔の健康を保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念及び基本計画を定め、市、歯科保健医療従事者、事業者・保険者、市民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の保持と増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

市民が、生涯にわたり歯科口腔保健に取り組み、生活習慣病と密接な関係にある歯及び口腔の疾患（以下「口腔疾患」という。）を早期に発見し治療を受けることを促進すること。

周産期も含め乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり口腔とその機能の状態及び口腔疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

保健、医療、社会福祉、教育、労働衛生その他の関連分野における施策相互の連携を図り、協力を得ながら、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科保健医療従事者並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者が行う施策と十分に協議連携をはかり、必要な協力体制を築くよう努めるものとする。

3 市は、事業者、医療保険者その他のものが行う歯科口腔保健に関わる施策を効果的に推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

( 歯科保健医療従事者の責務 )

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療及び保健指導に関わる職務に携わるものは、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力し、他職種との連携に努め、良質な歯科口腔保健医療を提供するよう努力しなければならない。

( 事業者、保険者の責務 )

第5条 事業者は、少なくとも年1回事業所歯科健診および歯科保健指導を行うことにより、その事業所においても雇用する従業員の就業環境を良好に維持するため、従業員に対する歯科健診の機会を設けるとともに、適宜歯科保健指導を行うように努力するものとする。

( 市民の責務 )

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自ら予防に心がけ、定期健診を受け、指導および治療を積極的に受けるよう努めるものとする。

( 基本的事項の策定等 )

第7条 市は市民の歯科口腔保健を推進するため、基本計画を策定し、それに基づき政策を実施する。

市民に対しての歯科口腔保健に関する広報の充実、情報収集と提供、必要とされる歯科保健サービスの調査を行う。

周産期においては母体の健康維持と胎児の健全な発育の観点から歯や口腔の疾患(以下「口腔疾患」という)の早期発見と予防、乳幼児期においては口腔疾患の早期発見と治療、食育により培う健康習慣の構築を図る施策を行う。

学齢期においては口腔疾患の予防と早期発見に努めるとともに、食育により培う健康習慣の確立を図り、健康に対し自立を促す施策を行う。

成人期においては口腔疾患の予防と早期発見に努めるとともに、生活習慣病を予防するための歯科サービスの充実を図りまた提供するための施策を行う。

高齢期においては口腔機能が低下する傾向にあるため、口腔機能を維持するとともに、誤嚥性肺炎や窒息事故を防止する観点から、保健、医療、福祉関係者と連携を取りながら、口腔機能維持向上のための講座の充実を図り、健康長寿社会

の実現の為の施策を行う。

障がいや病気をお持ちなど一般診療が困難の方も健常者と同等に歯科診療、歯科保健指導などを受けられる体制作りを行うとともに、日曜や国民の休日、お盆年末年始など一般歯科診療所で受診不可能な日に歯や口腔の病気になった場合でも迅速に歯科治療が受けられる体制を構築する施策を行う。

災害時に歯科保健医療体制を市民へ迅速に提供できるよう、平時より準備・計画し、必要に応じ見直す施策を行う。

8020達成型地域社会を目指すため、小中学生期から歯と口の健康に関するポスターコンクールや標語コンクールなどで啓蒙を図り、生涯にわたって歯と口腔についての関心と理解を深め、市民の健康を守る施策を行う。

市内におけるう蝕り患の地域間格差、個人格差を解消するために、生涯にわたり科学的、疫学的にも根拠のあるフッ化物を応用したう蝕予防の施策を行う。

基本理念のもと良質な歯科保健および歯科医療を提供するために必要な人材確保のため、歯科衛生士を始めとする歯科保健及び歯科医療従事者を育成するために必要な施策を行う。

その他、上記以外に歯科口腔保健を推進するために必要な施策を講ずること。

(財政上の措置)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第9条 市長の諮問に応じ、歯科と口腔の健康増進を図る施策の推進について審議するため、歯と口腔の健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者の関係者

公募により募集した市民

## 市職員

- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、第3項の臨時委員の任期は、当該調査審議が終了するまでとする。
- 7 審議会は、第1項に規定するもののほか、歯と口腔の健康を増進する施策に関し必要と認める重要な事項について市長に建議することができる。
- 8 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。